

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

平成27年度第5回企画改善部会・基準法システムWG 議事録（案）

日時：平成28年3月4日（金）16：00～16：45

場所：神奈川県庁新庁舎打合せスペース

資料：建築行政共用データベースシステムにおける通知・報告配信システムの実証実験結果について  
運用ルール

出席：神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課 木戸様  
事務局（ICBA） 久保（記）

議事：通知・報告配信システム実証実験結果について

総括：実証実験の結果、通知・報告配信システムによるデータ送信の本格運用には課題がある。

主な意見等（特記なき限り神奈川県による意見）

- ・3か月間の実証実験期間中（H27.10～12）、5つの土木事務所において引受50件、報告50件を台帳登録。業務への影響について、アンケートによりメリットや課題について情報を収集した結果、今後の方針として利用すべきとの意見は少なかった。
- ・入力手間の軽減や宛先間違いによる誤送防止のメリットは挙げられたものの、問題点も多く提出された。
- ・台帳登録後の検索をスムーズに行うため、例えば地名地番における数字の全角半角・漢数字・アラビア数字等を入力時に統一するなど、「原本の記載どおり」ではなく、一定の入力ルールに沿って入力してきた実態がある。指定機関からの送信データは入力ルールが統一されておらず、担当者によって内容にばらつきがあることや、入力データとPDFデータに齟齬があることから、その確認や手直しに手間がかかった。なお、入力ルールは県でも統一されておらず、各土木でばらつきがあるため、指定機関にルールの統一を求めるのは、現時点では難しい。  
→指定機関に各土木で異なる入力ルールによるデータを求めるのは現実的ではないが、他県でもルールが統一できたという事例は聞いていない。したがって、現時点ではデータ送信された場合、入力ルールの統一されないデータが集まるということを前提に、利用是非を各利用者に検討いただくことになる考える。（ICBA）
- ・確認と検査の自動紐づけは、実証実験期間中一度も成功しなかった。その原因は。  
→台帳システムでは、中間・完了検査報告の受理の際、確認済証番号をキーとしてその親となる確認または計画変更確認の報告を検索し、自動紐づけされる。その際、確認済証番号が全角・半角・ハイフン有無を含めて正確に入力されていないと自動紐づけされない。親となる確認済証番号が県で手入力され、その後送信されたデータが指定機関で入力されたものであり、これらが一致しなかったのが原因と考えられる。なお、送信されたデータにおける確認済証番号は県側で修正できないため、自動紐づけができないことは回避困難。この点もシステム上の課題である。（ICBA）

- ・送信されたデータのうち、報告書の頭紙における検査対象床面積等、台帳登録後も県で修正できない項目がある。これらは I C B A に修正を依頼して対応せざるを得ないが、これは望ましい対応ではない。
- ・詳細画面上、引受と報告の区別が困難であり、引受は最後まで「審査中」と表示されたり、検索結果一覧で地名地番が空欄表示とされたりすることも、課題として指摘された。

以上